
第6章 計画の実現に向けて

第6章 計画の実現に向けて	143
---------------------	-----

多様な主体の参画による『協働によるまちづくりの推進』

基本的な考え方

少子・高齢・人口減社会の到来、地方分権の進展など、社会経済構造が変化していく中、これからのまちづくりには市民力・地域力を活かしていくことが必要です。市民をはじめ、企業や各種団体がまちづくりの担い手の一人として、自ら主体的に景観形成や環境保全活動などを展開できるよう、本計画に基づく「行政と共に担う都市計画」を実現するための仕組みづくりを推進します。

①まちづくりに向けた市民・事業者・市（行政）の役割

a. 市民

市民には、自らの生活の場であるまちを身近なところから見直し、安全安心で快適に暮らしやすいまちとして、よりよい環境を次世代へ残していく役割があります。

このため、市民はまちづくりの主役として関連活動に積極的に参加し、相互の理解と協力によって主体的にまちづくりを進めていくことが求められています。

b. 事業者

市内で生産や経済活動等を行う企業などの事業者には、地域や都市を現在だけでなく将来にわたる自らの活動の場と捉え、よりよい環境を整えるまちづくりの一端を担う役割があります。

このため、企業など事業者は自らの生産活動の維持・発展に際して、地域住民などとも連携しながら、地域の、あるいは市全域を対象としたまちづくりに積極的に協力・貢献していくことが求められています。

c. 市（行政）

市が主体となつて行う都市計画等の事業を、市民参加のもと、効率的に着実に展開するとともに、情報を公開し、参加の場づくりなどを積極的に進めることによって、市民主体のまちづくり活動を促進する役割があります。

また、庁内の諸計画を総合的に調整し、国や県、周辺都市等との適正な連携・分担を行って計画的で効率的な都市づくりを進めることが求められています。

②市民や事業者のまちづくり活動の促進

a. まちづくりに関する情報の共有化とまちづくりに関する意識の高揚

- ・市民や事業者が自らのまちに関心を持ち、まちづくりに参加してもらえよう、まちづくりに関する情報提供などを通じて、まちづくりに関する意識の高揚を図ります。
- ・市民がまちづくり情報をいつでもどこでも容易に入手できるように、地域のICT化を実現する情報通信基盤の積極的な整備を民間事業者とも連携しながら進めます。

b. 計画づくりや施設管理などへの市民参加の促進

- ・市民意向を反映したまちづくり計画を策定していくため、パブリックコメントなどによる広い意見収集、策定組織への参加などにより計画段階からの市民参加を推進します。
- ・身近な公園などについては、多くの住民に親しまれながら利用される施設としていくために、アドプト制度などを活用し、地元住民などによる管理を取り入れていきます。

c. まちづくり関連市民団体の支援

- ・市民が主体となってまちづくり活動を行う団体に対して各種支援を行います。

d. 各種制度を用いた市民が主体となったまちづくりの促進

- ・都市計画提案制度や地区計画等の普及・活用を促進し、市民が主体となったまちづくりを促進します。

都市計画提案制度の促進について

市民参加のまちづくりは、都市計画提案制度の活用を図ることで地域の特性や実情にあった都市計画につながる事が期待されていることから、本市では、市民に制度のしくみを理解してもらい、必要な事務手続きなどを適正かつ円滑に行うため「前橋市都市計画の提案に関する要綱」を制定しました。

1 都市計画提案制度の概要

都市計画提案制度は、市民などの参加によるまちづくりの推進や地域の活性化を図るため、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、県または市に都市計画の決定や変更を提案できる制度です。

(1) 提案者の要件

- ・提案区域内の土地所有者または借地権者
- ・まちづくり活動を目的としたNPO法人、民法に基づく公益法人その他の営利を目的としない法人（群馬県住宅供給公社、公益財団法人前橋市まちづくり公社、独立行政法人都市再生機構など）
- ・まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体

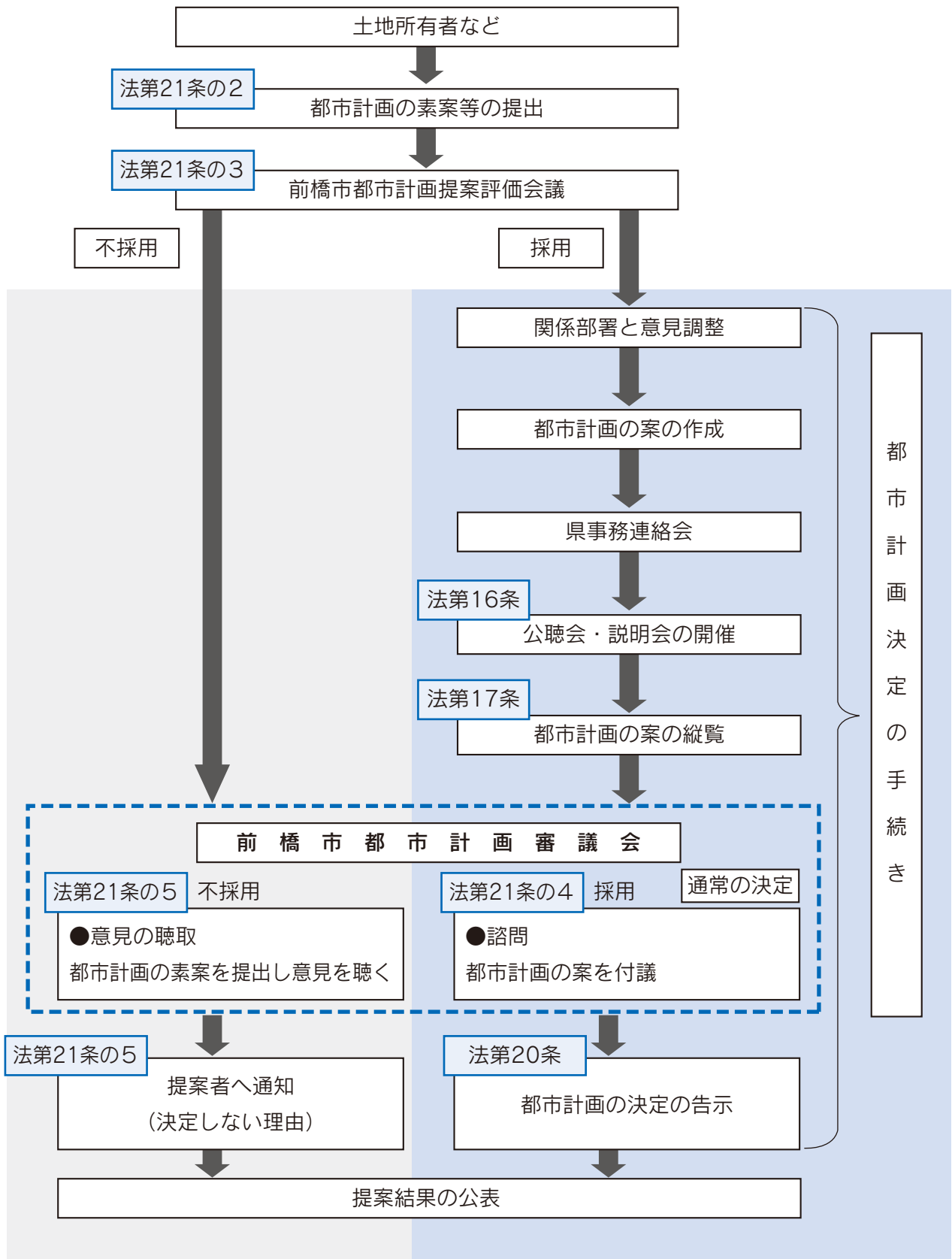
(2) 提案に必要な条件

- ・0.5ha以上のまとまった区域であること
- ・土地所有者等の3分の2以上の同意があること
- ・前橋市決定の都市計画が対象であること

(3) 提案に必要な書類

- ・提案書（計画提案の概要を含む）、土地所有者等の同意書など

■都市計画提案制度による場合



③計画の進行管理について

おおむね10年先までの長期間にわたり、計画的に本計画に基づくまちづくりに取り組み、将来都市像「新しい価値の創造都市・前橋」を実現していくためには、常時その進捗状況について点検・評価を行い、市民からの理解を得ていくことが重要です。

そのため、総合計画をはじめとする上位・関連計画の見直しや、本市を取り巻く社会経済状況の変化などにあわせて、本計画に基づく計画の策定、事業展開などについて点検し、その達成状況について市民参画も得ながら評価します。その上で、関係機関との調整を図り、必要に応じて内容の見直し充実を行い、その後の事業展開などに反映させることにより、効率的・効果的なまちづくりの推進に努めます。

